

社会保障・税番号制度の導入に向けて (社会保障分野)

～事業主の皆様へ～



平成27年4月
厚生労働省

社会保障・税番号制度導入の全体スケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	国や自治体等のシステム改修等
<u>平成27年10月</u> ～	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1 月</u> ～	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
<u>平成29年 1 月</u> ～	<u>国の機関間での情報連携</u> の開始
<u>平成29年 7 月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との情報連携</u> も開始

社会保障分野の個人番号利用事務について

●個人番号(マイナンバー)を利用する事務

⇒ 基本的に行政事務のみ。

●個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)

⇒ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

【個人番号を利用する行政事務等の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村	生活保護法による保護の決定、実施事務 (例) 生活保護の申請の受理、審査事務
市町村	児童手当法による児童手当の支給事務 (例) 児童手当の支給申請の受理、審査事務
ハローワーク	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務
労働基準監督署	労働者災害補償保険法による年金給付の支給事務 (例) 労災年金の請求の受理、審査事務
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険に関する事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査 厚生年金保険法による厚生年金保険に関する事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 被保険者資格取得届受理・審査、傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務

※詳細は、「社会保障・税番号法別表第1」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」に定められている

社会保障分野の個人番号関係事務について

行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、**他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者(民間企業等)**は、「**個人番号関係事務実施者**」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。**(独自利用は禁止)**

【個人番号利用事務とその関係事務実施者の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険の事務 (例) 全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
	厚生年金保険法による厚生年金保険の事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 健康保険組合所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査事務等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、健康保険組合に提出

社会保障関係書類(事業主提出)への マイナンバーの記載時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	<p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業所設置届 等 	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	<p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用届等(※) 	<p>平成29年1月1日提出分～</p> <p>平成28年1月1日提出分～</p>

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。

・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。

・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

雇用保険関連事務における変更点(事業主提出関係)

●雇用保険関連事務では、現時点で以下の変更を予定

変更される様式等	変更概要	提出者	提出先	省略できる添付資料	個人番号を取得する際の本人確認措置
雇用保険被保険者資格取得届 (雇用保険法施行規則様式第2号)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	ハローワーク	—	事業主において実施
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届 (雇用保険法施行規則様式第4号)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主	ハローワーク	—	事業主において実施
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の3)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	—	事業主において実施
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の5)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	—	事業主において実施
介護休業給付金支給申請書 (雇用保険法施行規則様式第33号の6)	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	住民票	事業主において実施
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)第1～4期支給申請書	個人番号欄の追加	適用事業所の事業主 (注)	ハローワーク	障害者手帳の写し	事業主において実施

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしている。

※この他、以下の申請書にも「個人番号」欄が追加される等の変更がある予定。

- ・雇用保険被保険者離職票－1(雇用保険法施行規則様式第6号)
- ・教育訓練給付金支給申請書(雇用保険法施行規則様式第33号の2)
- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票(雇用保険法施行規則様式第33号の2の2)
- ・日雇労働被保険者資格取得届(雇用保険法施行規則様式第25号)
- ・未支給失業等給付請求書(雇用保険法施行規則様式第10号の4)

※また、「障害者初回雇用奨励金支給申請書」「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金支給申請書」「障害者トライアル雇用奨励金実施計画書」等においても個人番号欄を追加する予定。

社会保障関係書類の様式改正について (厚生労働省令改正関係)

○ 個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省所管の省令については、その改正内容のパブリックコメントを実施中。改正する法令の一覧と施行予定日については以下の通り。

【平成27年10月施行予定】所要の規定の整備

- ・予防接種法施行規則
- ・厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則

【平成28年1月施行予定】申請書に個人番号を追加する等の改正

- ・児童福祉法施行規則
- ・予防接種法施行規則
- ・身体障害者福祉法施行規則
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則
- ・未帰還者留守家族等援護法施行規則
- ・労働者災害補償法施行規則(個人番号の追加)
- ・国民健康保険法施行規則
- ・児童扶養手当法施行規則
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則
- ・戦傷病者特別援護法施行規則
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法施行規則
- ・母子保健法施行規則
- ・戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法施行規則
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
- ・労働者災害補償保険特別支給金支給規則
- ・雇用保険法施行規則
- ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
- ・介護保険法施行規則
- ・健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
- ・厚生労働省関係係士綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則
- ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則

【平成29年1月施行予定】申請書に個人番号を追加する等の改正

- ・健康保険法施行規則
- ・船員保険法施行規則
- ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則
- ・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則
- ・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則
- ・労働者災害補償保険法施行規則(情報連携による添付書類の省略)

【平成29年7月施行予定】添付書類等の省略に関する規定の整備

- ・健康保険法施行規則
- ・船員保険法施行規則
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
- ・国民健康保険法施行規則

※1 パブリックコメントの期間は、平成27年3月31日～平成27年5月2日。

※2 具体的な改正内容については、下記URLからご覧ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140580&Mode=0>

※3 その他、

- ・企業年金関係
- ・厚生年金保険及び国民年金関係
- ・平成27年8月1日施行分の介護保険法関係
- ・労働者災害補償保険法関係(告示)

に関する省令・告示については、施行準備等を踏まえ、別途パブリックコメントをかける予定。このうち、厚生年金保険及び国民年金関係の新様式については、厚生労働省のHPに現時点案を掲載中。(下記URLからご覧ください)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>

※4 下線は、事業主の皆様に関連のある改正内容を含むもの。

事業主の皆様からのご質問の多い様式について①

提出先	様式名	番号制度施行に伴う様式変更の有無	番号制度施行に伴う様式変更の有無が有の場合の様式の根拠【省令・告示・通知・その他】
ハローワーク	育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)	×	—
ハローワーク	育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)	×	—
ハローワーク	介護休業給付金支給・不支給決定通知書	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用／事業主控／本人手続用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用／事業主通知用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用／事業主通知用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者証	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者転勤届	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用／被保険者通知用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用／事業主控用)	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者離職票-2	×	—
ハローワーク	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用／事業主控用)	×	—
ハローワーク	高年齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用)	×	—
ハローワーク	高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)	×	—

事業主の皆様からのご質問の多い様式について④

提出先	様式名	番号制度 施行に伴う 様式変更 の有無	番号制度施行に伴う様式変更の有無が有の場合の様式の根拠【省令・告示・通知・その他】
労働基準監督署	労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゆう)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゆう)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整)	×	—
労働基準監督署	労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)	×	—

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
 (例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実存)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)

等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確
認



等

※ 上記が困難な場合は、**健康保険**
の被保険者証と年金手帳などの2以
上の書類の提示

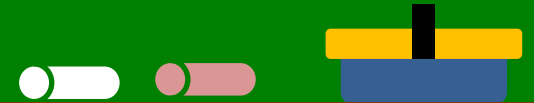
等

※ 雇用関係にあるなど、人違いでな
いことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実
存)確認書類は**要しない**

既存従業員分等のマイナンバーの提供に関する ご協力をお願い



既存の従業員や扶養親族の方の
マイナンバーの収集と、
ハローワークや医療保険者への提供に
ご協力をお願いします。



1

マイナンバーにより、適正な給付を実現したり、国民の皆様の利便性を向上するには、ハローワークや健保組合が加入者のマイナンバーをそろえておく必要があります。



2

マイナンバー制度開始後の新規加入者については、被保険者資格取得届に追加されるマイナンバー記載欄に、対象者のマイナンバーを記載し(※)、届け出ていただくことで、ハローワークや健保組合・協会けんぽは加入者のマイナンバーを把握します。

※雇用保険被保険者資格取得届は平成28年1月～

健康保険被保険者資格取得届は平成29年1月～



3

一方、既存の従業員や扶養親族の方のマイナンバーは、平成28年1月以降、ハローワークや健保組合から、別途提出の依頼が行われる場合があります。

時期や対象範囲については、追ってハローワーク、健保組合、協会けんぽから詳細をご連絡する予定です。ご協力をお願いいたします。